

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定を 令和7年9月1日付けで解除します（関東経済産業局所管分）

平成29年4月のガス小売全面自由化に当たり、需要家の利益を保護する観点から、旧簡易ガスみなしガス小売事業者と他のガス小売事業者や他燃料事業者との間に適正な競争関係が確保されていない供給地点（旧簡易ガス団地）を指定旧供給地点として指定し、当該地点の旧簡易ガスみなしガス小売事業者に対し経過措置料金規制を課しています（改正法附則第28条第5項の規定に基づく指定）。

令和7年2月、指定旧供給地点での競争状況について、経過措置料金規制が課された事業者から報告を徴収したところ（ガス関係報告規則（平成29年経済産業省令第16号）附則第4条の規定に基づく報告徴収）、別添「指定解除対象供給地点一覧（関東経済産業局管内）」の指定旧供給地点が指定の解除基準を満たしたことから、令和7年3月7日から令和7年4月5日にかけて、指定の解除に関するパブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントや電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ検討を行った結果、令和7年9月1日付けで、別添「指定解除対象供給地点一覧（関東経済産業局管内）」の指定旧供給地点の指定を解除することとしました（改正法附則第28条第2項の規定に基づく指定の解除）。

（参考）

- ① 旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除（関東経済産業局所管分）に対する意見を募集します（令和7年3月7日）

URL：

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gas_jigyo/20250307shiteikaijo_press.html

- ② 「旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除（関東経済産業局所管分）」に対する意見募集の結果について（令和7年4月14日）

URL：

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=595225006&Mode=1>

- ③ 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除について（令和7年5月15日）

URL：

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/eg_torihikikanshi/data/20250515kaijou1.pdf

(本件に関するお問合せ先)
関東経済産業局資源エネルギー環境部
ガス事業課 小売事業係
電話：048-600-0414（直通）

(別添)指定の解除の対象となる関東経済産業局所管の指定旧供給地点一覧

通し 番号	事業者名	指定旧供給地点名 (団地名)	都道府県	市町村	①解除基準 (旧簡易ガスみなし ガス小売事業者の シェア≤50%)に該 当するか	(旧簡易ガス供給採用件数/0.5×1/2≤他燃料採用件数/旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア)に 該当するか	②解除基準			③解除基準 (直近3年間の小売料金の平均 単価が連続して下落しているこ と)及び(自由料金メニューによ る契約件数を指定旧供給地点 小売供給約款による契約件数) に該当するか	備考			
							旧簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果					
1	株式会社ガスワン埼玉	六建ニュータウン	埼玉県	上尾市	×	77.0%	○	0.0	3.0	0.0000	≤	3.8955	×	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。